

副 本

平成29年（ネ）第1843号 損害賠償等本訴・同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審本訴原告） 学校法人大阪経済大学

控訴人兼被控訴人（一審本诉被告） 吉井康雄



控訴答弁書

平成29年10月25日

大阪高等裁判所第4民事部御中

一審本訴原告訴訟代理人弁護士 神田知宏



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 一審本诉被告の控訴を棄却する
- 2 控訴費用は、一審本诉被告の負担とする
との判決を求める。

第2 控訴の理由に対する答弁

- 1 控訴理由書1（1頁）について
認否の要なし。
- 2 控訴理由書2（1）（4頁）について
「不法行為を形成しない」との主張を争う。
- 3 控訴理由書2（2）ア（6頁）について
「法制度の枠組みに反する行為は、その枠組みが不法行為とみなす要件」と
の主張、「控訴人は、被控訴人大学の不法行為を改善する努力を長期間行って
きた」との主張を争う。

このような抗弁事由は存在しない。抗弁事由とならない以上、その内容については認否の要なし。

4 控訴理由書 2 (2) イ (11頁) について

「被控訴人大学，経営学部執行部（除く，濱本，渡辺体制）による不法行為」は抗弁事由とならない。

抗弁事由とならないことから、その内容については認否の要なし。

5 控訴理由書 2 (2) ウ (34頁) について

「無断録音は不法行為に当たらない」との主張を争う。ただし後述のとおり、原審判決は無断録音の不法行為性を判断していない。

①a, ①b, ①cは不知。①dの執行部の悪意は争う。

「悪意のある取り決め」(36頁) との主張を争う。

「そのような意図のもので制定された規程は無効とみなすべき」(37頁) との主張を争う。

ただし後述のとおり、規程が無効か否かは、本件では論じる必要がない。

6 控訴理由書 2 (2) エ (37頁) について

情報公開は不法行為に当たらない、との主張を争う。

教授会の議事内容が保護するに値しない、との主張を争う。

学部執行部の教授会構成員への抑圧(41頁)が議論を萎縮させているとの主張は、本件では争点ではないため認否を要しない。

7 控訴理由書 3 (43頁) について

結論を争う。

第3 一審本訴原告の主張

1 録音禁止の周知

一審本訴原告では、4つの学部教授会において、教授会議事録を公開してい

ないし、録音は許可されていない。また、各学部の教授会規程には「教授会の議事は、学部長の責任においてこれを記録し、保存するものとする」（甲5の2）との定めがある。

一審本訴被告は、「教授会の初めに学部長が教授会メンバーに録音する方はいるか」と問うこともない」として、録音禁止ではないと主張するようだが、録音については、平成16年5月21日経営学部教授会（甲4）にて「録音希望者は、出席者の了解を得て行う」ことが再確認されている。

2 秘密録音の不法行為性

一審本訴被告は、秘密録音は不法行為ではないという主張の論拠として「悪意のある取り決め」などを主張するが、原審判決は、秘密録音の不法行為性については判断していない。

もっとも、秘密録音がルール違反かどうかに関わらず、「非公開の教授会における議事内容を無断で外部に公表されないという利益（教授会の議事の秘密）は、発言者である個々の教授会構成員のみならず、本件大学ないしその運営主体である原告にとっても、不法行為法上保護されるべき利益であると解するのが相当である」（原審判決34頁）との結論に変わりはない。

したがって、一審本訴被告の「そのような意図のもとで制定された規程は無効とみなすべき」（37頁）との主張については、その当否以前の問題として、判断する必要がない。

3 議事の秘密

一審本訴被告は「特任人事」と関係があるかないかによって、「議論が萎縮する」か否か（原審34頁）を区別しようとしているが、「特任人事」に関する情報公開だけなら萎縮効果は生じない、というものではない。

原審判決が「非公開であるはずの本件教授会の議事内容が無断で録音されて公開されたという事実が存在すれば、当該行為を行った者が既に退職していたとしても、現在及び将来の本件教授会における発言について萎縮効果は生じる

というべきである」としているように（35頁）、議題が何であっても萎縮効果は生じるのであり、「特任人事」の話題と関係があるか否かは論ずる必要がない。

第4 準備書面（1）に対する認否・反論

検討の時間がないため、追って、認否・反論する。

以上